附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十九年九月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による調査票は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

○経済産業省告示第二百四号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第一項及び第二項並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第六条の規定により読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を実施するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の一部を改正する告示

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（平成二十九年経済産業省告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（太陽光発電設備に係る調達価格等） **第二条**　［略］ 2～5　［略］ 6　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。 一　（略） 二　法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日 イ　当該設備に係る調達期間の起算日前の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であってその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定に限る。）	（太陽光発電設備に係る調達価格等） **第二条**　［略］ 2～5　［略］ 6　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。 一　（略） 二　法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日 イ　当該設備に係る調達期間の起算日前の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であってその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合を除く。）の認定に限る。）
ロ　当該設備に係る調達期間の起算日以後の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更である場合又は出力を増加させる変更であってその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合を除く。）の認定に限る。） ハ　当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電気的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定 ［新設］	ロ　当該設備に係る調達期間の起算日以後の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更である場合又は出力を増加させる変更であってその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合を除く。）の認定に限る。）
7　表 ［略］	7　表 ［略］
7　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二千キロワット以上のものに係る調達価格等は、第一項から第五項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。 ［略］	7　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第五項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。 ［略］
一　［略］ 二　法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日 イ　当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合であって、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結された場合における次に掲げる変更の認定 (1)　当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定 (i)　太陽電池に係る変更の認定	一　［略］ 二　法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日 イ　当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合であって、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結された場合における次に掲げる変更の認定 (1)　当該設備に係る調達期間の起算日前の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。） (i)　太陽電池に係る変更の認定